

イエーニゲン稿『サヴィニー・プロイセン一般ラン ト法講義』（一）

石部, 雅亮
大阪市立大学法学部 : 教授

野田, 龍一
九州大学法学部 : 助手

<https://doi.org/10.15017/16187>

出版情報 : 法政研究. 48 (1), pp.195-235, 1981-09-10. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

資料

イエーニゲン稿『サヴィニー・
プロイセン一般ラント法講義』(一)

石部 雅亮
野田 龍一

はじめに

サヴィニーがベルリン大学法学部でプロイセン一般ラント法の講義をおこなったのは、一八一九年／二〇年の冬学期がはじめである。以後、二一年、二四年、二九年、三二年のいずれも夏学期に、講義をおこなっている。そのうち、一八二四年の講義に出席したイエーニゲン (Fr. L. Jaehingen) なる一学生の筆記ノートが九州大学法学部図書室に所蔵されている(請求番号 D 84—S—8 一八二四年八月二二日製本 縦三四×横二一センチ 全二〇九頁)。このノートは、いわゆるクレント(ドイツ文字の草書体)で書かれ、頻繁に略字および速記号が用いられており、その判読には相当な困難が伴う。しかし、われわ

れは、あえてその解読を試み、これを邦訳し注を付けて発表することにした。今回はその第一回であるが、逐次、連載の形式で発表する予定である。

サヴィニーおよび歴史法学の法理論の研究にとって、かれの講義の筆記ノートが、はかり知れない貴重な価値をもっていることは、今更いふまでもあるまい。ヤーコプ・グリムの『法学方法論』(Savigny, Juristische Methodenlehre. Nach der Ausarbeitung des Jakob Grimm herausgegeben von Gerhard Wesenberg, Stuttgart 1951)のノートや、やはりサヴィニーの学説彙纂や法学提要の講義の筆記ノートを駆使しておこなわれたフェルゲントレーガーの物権変動論の研究 (Wilhelm Felgentraeger, Friedrich Carl von Savignys Einfluß auf die Übereignungslehre, Leipzig 1927) を挙げるだけで十分である。

西ドイツではサヴィニー生誕二〇〇年を機に、かれの原資料について大規模な調査がおこなわれている。一九七七年、マールブルク大学の図書館は、サヴィニー家よりかなり大部の遺著・遺稿類を入手したが、その中に多数の貴重な資料があることが明らかになっている。シントール(Adolf Stoll, Friedrich Carl v. Savigny, Ein Bild seines Lebens mit einer Sammlung seiner Briefe, 3 Bde., Berlin 1927—1939)その他の書簡集にも収められていない書簡類がずいぶんある模様である。さらに、各地に散在している講義ノートも次第に発掘されつつ

ある。この時にあたって、九大所蔵の講義ノートをサヴィニー研究の原資料の一つに加えるのも、また大きな意義をもつことと思われる。

プロイセン一般ラント法講義のノートで、今日まで所在が明らかになつてゐるものは、全部で七つある。一八一九年—二〇年について、クニースト (Fr. v. Kleist, Harvard University Library; Hermann Kantorowicz, Rechtshistorische Schriften, Karlsruhe 1970, S. 429) や、グロウツェン (v. Zschüsch, Mainzer Universitätsbibliothek; Joachim Rückert, "Der unbekante Savigny," Umfrage) のノート、一八二一年について、グロウツェン (Leihen, Rückerts Umfrage) や、グロウツェン (四年については、グロウツェン (P. F. I. Deiters, Bibliothek des Juristischen Seminars in der Universität Bonn; Dieter Strauch, Friedrich Carl v. Savignys Landrechtsvorlesungen, Festgabe für Ernst von Hippel zu seinem 70. Geburtstag, Bonn 1965, S. 262 ff.) や、グロウツェン (v. Roenne, Rückerts Umfrage) や、グロウツェン (v. Roenne, Rückerts Umfrage) や、グロウツェン (v. Roenne, Rückerts Umfrage) や、Die Preussische Kodifikation, SZ, Bd. 57 GA (1937) S. 411) があり、これに九大所蔵のノートが加わる。一般ラント法の講義に関して、サヴィニー自身のノートは、マールブルク大学が購入した資料の中にも見当らず、これからも発見される見込みはほとんどない。したがって、かれがどのような講義をおこなつたかは、かれの弟子たちのノートを通じて明らかにして

いくほかないわけである。その意味でも、このノートは重要だといわねばならない。

従来、サヴィニーのプロイセン一般ラント法の講義は、プロイセン法がパンデクテン法から逸れている点についての簡単な紹介を伴つただけの、実質上はローマ私法についての講義だと伝えられている (Kantorowicz, ebenda)。プロイセン一般ラント法が啓蒙的絶対主義の国家秩序を定着させた包括的な立法であつただけに、その公法的側面を切り捨て、私法のみ叙述を限定したこの講義に、失望を禁じえない者も多いであろう。また、公刊されたサヴィニーの著書、たとえば『現代ローマ法体系』(System des heutigen römischen Rechts, 8 Bde., Berlin 1840—1849) や、かれの学問的影響を受けたポルネマン (W. Bornemann) や、ハイデマン (L. E. Heydemann) や、コッホ (C. F. Koch) の著書から、サヴィニーのプロイセン法に対する見解を収集し構成することも、満更不可能ではないかも知れない。しかし、サヴィニー自身がプロイセン私法の個々の規定についてかれ自身の見解を披瀝しているという点で、これはかけがえない資料的価値を有するとみられる。カントローヴィッツのように、ここにサヴィニーのパンデクテン法の叙述のみをみようとすることは、けつして正しい態度ではあるまい。プロイセン一般ラント法が、ローマ法の現代的慣用における学説の対立に終止符を打とうとしたという意味で、一八世紀後半のドイツの法状態を反映していたとすれば、サヴィ

ニーはこれをどのように克服しようとしたのか、一九世紀初頭の近代私法理論の形成はどのようにしておこなわれたのか、この講義を手がかりとして研究を進めることが必要であると考えられる。コーイングも述べているように (Helmut Coing, *Savigny und die deutsche Privatrechtswissenschaft in: Jus Commune* III 1979, S. 15)、サヴィニーの理論の内容を研究するにあたり、「戦線を前方と後方に展開する」ことが必要であるとすれば、この場合はさしあたり後方作戦をおこない、かれが既存の理論とどのような関わりをもったかを明らかにすることが問題となるわけである。われわれのサヴィニー・ラント法講義の研究がドイツ近代法理論史の解明に多少とも寄与することができれば幸いである。

九大法学部所蔵の講義ノートは昭和三年に入手された由であるが、どのような人が入手に尽力されたか、どのような経路を辿ってきたものかをついに明らかにすることができなかった。ここでは、このノートの存在することを教示され、われわれの作業に惜しめない援助と激励を与えて下さっている吉田道也教授と原島重義教授に心から感謝の意を表したい。

最後に、プロイセン一般ラント法とサヴィニーに関する若干の主要文献を掲げる。ここに挙げたものは、訳注においてもいち引用しない。

磯村哲『社会法学の展開と構造』(日本評論社 昭和五〇年)
 上山安敏『法社会史』(みすず書房 昭和四一年)

河上倫逸『ドイツ市民思想と法理論』(創文社昭和五三年)
 笹倉秀夫『近代ドイツの国家と法学』(東大出版会 昭和五四年)

村上淳一『ドイツの近代法学』(東大出版会 昭和三九年)
 同『近代法の形成』(岩波書店 昭和五四年)
 石部雅亮『啓蒙的絶対主義の法構造』(有斐閣 昭和四四年)
 同『法典と法律学』——『サヴィニー・プロイセン一般ラント法講義』の研究のために——(大阪市立大学法学雑誌二七卷 第三・四号 昭和五六年)

凡例

一 訳文の脚部に付した()内の数字は、原ノートの頁数である。

一 ノートの見出しについては、これをゴチック体で示した。
 一 ノート中、下線あるものを示す場合には、傍点を用いた。ただし、鉛筆書きの下線は受講後に施されたものとみて省略した。

一 訳文中、()は原語を補う場合に用いた。【 】はノートにある()を、「」はノートの“を、また「」は訳者による補足をそれぞれ意味する。『』はノートの途中にある講義の日付を本文から識別する便宜のため訳者によって施されたものである。

一 邦訳にさいしては、原文に忠実に、しかも邦語として十

分意味の通るように訳すことを心掛けた。ただし、一部の用語では、翻訳を断念し、カタカナで表記したり(例、プロウインツやラント)原語のまま表示したのもある(とくに称号、官庁名のはあと)。

一 当時の主なプロウイセン法各条文の訳出にあたっては左記のテクストを底本とした。

(1) 一般法典草案 = Entwurf eines allgemeinen Gesetzbuches für die Preussischen Staaten, 2 Theile, 6 Abth., Berlin und Leipzig, bei Georg Jacob Decker, 1784—1789.

(2) 一般法典 = Allgemeines Gesetzbuch für die Preussischen Staaten, Berlin, in der königl. Hofbuchdruckerey, 1791.

(3) 一般ラント法 = Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten von 1794, Textausgabe mit einer Einführung von Hans Hattenhauer, Frankfurt a. M. und Berlin, Alfred Metzner Verlag 1970. (ただし同書には一七九四年および一八〇三年の公布令が再録されていらないので、それらについては、それぞれ一七九六年版および一八〇四年版のテクストに拠った)。

(4) 一般裁判所法 = Allgemeine Gerichtsordnung für die Preussischen Staaten, Berlin, bei Georg Decker 1795.

一 訳注は講義の理解に必要と思われる最小限度にとどめた。
一 引用文献については、初出のさいに正式の表題を示し、二回目からは略記して引用した。

一 この連載では、解説した原文を添えないが、これは、別

の機会に発表する予定である。なお、原文解説その他につき、ヴォルフガング・シツヒェル (W. Michel) 講師(九大教養部)およびロベルト・ホイザー (R. Heuser) 講師(阪大法学部)の助言を仰いだ。記してここに謝意を表する。

〔扉〕 ノート第一分冊

プロウイセン一般ラント法講義 (Vorlesungen über das Allgemeine Landrecht für die Preussischen Staaten)

別添の概要(1)に「ギ」一等司法参議官 (der Geheime Justiz-Rath) フォン・サヴィニー (von Savigny) 講述。

一八二四年四月二六日開講、一八二四年八月一七日終講。
Fr. ルイ・イエーニゲン (Fr. Louis Jaehning) 筆記。

【一八二四年四月二六日】

序論

この講義を始めるにいたった経緯

ラント法の起草当時、ラント法に関する講義を大学でおこなう意図があったようにおもわれる。このことは、教科書の懸賞募集から明らかになる。だが、この点については、法律ではつきりと定められているわけではない。

教師は、ラント法自体の実際の知識を、経験に基づいて、も

たねばならない。われわれの法には、真に実質的な連関がみとめられるのであって、従来の法の実質は、できる限り変更されず、ただ形式のみが付け加えられるものとされた⁽⁶⁾。従来の法とラント法とのあいだには、このような関連があるゆえに、従来の法の個々の部分を、ラント法と具体的に結びつけることが重要となる。そして、これが、本講義の計画であり、従来の法とラント法とのあいだに、いわば一本の橋を架けることを目的とする。

普通法、とくにローマ法の立場からみた場合あらわれてくるラント法を叙述するのが、本講義の目的であって、個々の実定理論を満遍なく説明することが目的ではない。

ラント法は、長期にわたる、周到な用意を経て生まれてきた。ラント法の成立当時には、それは、学問的に最上の法であるという一般的な期待があった。

われわれの法には、取り立てて言うほどの文献は、まったくないといってもよい。それでは、文献の数がこれ以上増えればよいのかと問われれば、否である。文献それ自体は、優れた法状態の効果にすぎない。そして、プロイセンの法律家はみな、この法状態を改善する使命を有している。

法の学問性 (Wissenschaftlichkeit) が、斉一の、正しい実務を生み出す。かつては、これを実現しようとして、ありうべき個々の場合を、すべて「法典に」包摂し、規定した。しかしながら、現在では、この企てを放棄している。学問的精神を、

ラント法のなかから、そして、ラント法において発展させることが、斉一の、正しい実務のための最上の手段である。

われわれの法律学は、七・八百年前から、すでに同じ法源状態にあり、この法律学に関する多数の優れた作品が、法と法の精神を形成した。プロイセン・ラント法が、普通法から分離したことによって、ラント法は、「普通法」文献の圏外に遠ざかってしまった。この点について、ある聡明な為政者は、「花が土壌から離されて、コップのなかに移されるようなものだ」と述べた。——ところで、実際に、ラント法の「普通法との」従前の関連ならびに今後の学問的形成が、新たに成立すべきであるとすれば、以下の手段が、目的に適合しているようにみえる。すなわち、ラント法の発生的研究 (die geneischen Studien des Landrechts) である。これに役立つのは、つぎのものである。

1 ラント法の法典資料⁽¹⁰⁾。法典の本来的な立法理由書はない。法典資料は、司法省 (Justizministerium) に、二ツ折本、八八巻の記録書類として存在するが、それには、立法理由書としての役割は、ほとんど含まれていない。個々の場合については、完全な理由書がつくられている。

2 ラント法起草当時に通説だった普通法理論の研究。

歴史的叙述 三つの時期

1 「ラント法」前の時代の概観

2 ラント法の歴史

3 「ラント法」後の立法

第一期 ラント法前におけるプロイセンの立法の歴史的概観

ラント法前には、プロイセンでは、普通法、すなわち、地方ローマ法 (Römisches Provinzialrecht⁽¹⁷⁾) が存在していた。地方ローマ法については、ほかの多くの國ぐにと比べて、これといって適当な研究がなかった。一六世紀より一七世紀全体を通じて、プロイセン地方法を、それ以前の法と比較してみると、教養の点では、後者が前者よりもはるかに進んでいたことが明らかになる。⁽¹⁸⁾

プロイセンでは、自國の法典を起草する最初の試みが生じたが、それは、つぎの作品である。

プロイセン公國地方法 (Jus Provinciale Ducalis Borussiae)

一六二〇年、二ツ折本。

プロイセン公國改訂ラント法 (Redigirtes Landrecht des Herzogthums Preußen) ケーニヒスベルク、一六八五年、二ツ折本。⁽¹⁹⁾

プロイセン王國改正ラント法 (Verbessertes Landrecht des Königreichs Preußen) ケーニヒスベルク、一七二一年、二ツ折本。⁽²⁰⁾

「この三つの法典より」前に出されたひとつの法令集を、その数のなかにいれることもできよう。だが、この法令集は、たんに、諸々の勅許を含むにすぎない。⁽²¹⁾ これら上記の作品は、東プロイセンに関するものである。

(3)

これに続くのは、コックツェーイ (Coeceij⁽²²⁾) のフリードリヒ法典草案 (Project des Corpus Juris Fridericiani) ハレ、一七四九年および一七五一年、二ツ折本、二巻⁽²³⁾である。これは、草案にとどまったが、若干のプロヴィンツでは、施行された。これらの法典は、ラント法の作成とはまったく関係して、むしろローマ法と密接な関係にある。だが、これらの法典の主要理念は、ラント法の理念と一致しており、それは、浩瀚な学問的法書という形をとった法典を新たに編纂することによって、普通法を無用にしてしまうことであつた。このことは、上掲の三つのラント法についてあてはまる。ラント法の起草直前の状態は、以上の通りだつた。『一八二四年四月二十七日』⁽²⁴⁾ 完備した法理論が欠けていることが歴然とし、実務ならびに理論の衰退が現実となり、歴史に対する誤解がかなり一般的であつたが、そのために、どこでもみられた絶対的な努力が生じたのである。プロイセンでは、なお、われわれの政府が率先して事に当たるといふ事態がみられたこと、すなわち、統一への努力がとくに作用した。フリードリヒ二世 (Friedrich II.) は、その統治のはじめから、ひとつの共通に確定された法を通じて、國家のいろいろな部分を、なおいっそう緊密に結びつけようとした。草案のきつかけとなつたのは、一七三八年の命令 (Verordnung)⁽²⁵⁾——ミリウス (Mylius) 勅法集、第一巻、一三八頁——であつた。とくに悪化した様相を呈し、それが実体法に比べていちじるしいのは、司法それ自体であつた。

第二期 ラント法の起草の歴史

法典資料編纂についてのジューレンの報告(Bericht von Simon über die Redaction der Materialien)⁽²²⁾、マティス(Mathis)法律月報(Monathsschrift)⁽²³⁾ 第一一巻。

一七八〇年四月一四日の官房令(Kabinettsorder)が、ラント法の直接のきっかけを与えた。フリードリヒ法典(Corpus Juris Fridericiani)ベルリン、一七八一年【訴訟法】⁽²⁴⁾、カルマイ(Carmer)⁽²⁵⁾法典草案六卷緒言(Vorrede zum Entwurf des Gesetzbuchs)⁽²⁶⁾、一般法典の前に置かれていた公布令(Publicationspatent vor dem Gesetzbuch)一七九一年⁽²⁶⁾。司法改革は、訴訟法と実体法とを対象とする予定だった。まず最初に、ひとつの草案が作成され、そして、この草案は、公衆の意見を聴くために印刷された。プロイセン一般法典草案(Entwurf eines allgemeinen Gesetzbuchs des Preussischen Staaten)⁽²⁷⁾ 二部六篇、一七八四年以降⁽²⁸⁾。この草案の批判で最も優秀なるものには、懸賞が付された⁽²⁹⁾。八八巻の法典資料の大部分は、これらの批判より成る。

続いて、プロイセン「一般」法典⁽³⁰⁾「[Allgemeines] Gesetzbuch für die Preussischen Staaten)が公けにされ、この法典は、一七九二年から発効する予定であった。政治的な懸念、すなわちフランス革命に乗じて広まったかみえる意見が一般法典のなかで支持されているのではないか、という疑いが生じ、それゆえに、期日前に法典の施行延期がおこなわれた。

だが、わずかの変更⁽³¹⁾がおこなわれたうえで、法典は、一七九四年の公布令⁽³²⁾とともに、「ラント法」(「Landrecht」)⁽³³⁾として公けにされた。一七九四年六月から、このラント法は、施行されることになった。

訴訟法は、それよりも早く、マルク・フリードリヒ勅法集草案(Projekt des Codicis Fridericiani Marchici)⁽³⁴⁾として成立した。しかし、この草案は、直ちにポメルン(Pommern)とマルクに、一七五一年には、シュレージエン(Schlesien)に採り入れられた。

一七八一年に、フリードリヒ法典(Corpus Juris Fridericiani)⁽³⁵⁾が公刊された。この法典は、ひとつの完全な法典をつくる発端にすぎないものとされ、そこでこの名称がある。しかし、それは、ひとつの訴訟法典としては、まったものであ

る。これに続くのが、一般裁判所法(die Allgemeine Gerichtsordnung)⁽³⁶⁾であり、それは、一七九四年よりいくつかの刷を重ねた。その最初の施行日は、一七九四年末である。他に、この施行開始を、一七九三年とする者がいる。すなわち、公布令は、一七九三年七月六日の日付であり、そして、公布の日から法律としての効力が生じるとされた。公布をおこなう回状(Circularscript)は、一七九四年二月二十四日の日付である。シュテンゲル(Stengel)第一巻、五一頁⁽³⁷⁾。一七九四年の新勅法集(Neue Edictensammlung)二四五頁。そして、

この日から、効力もまたはじめて発生しえた。⁽³⁸⁾

I 新立法の目的と範囲

法典草案は、ラント法とは異なった立場を表明していた。法典草案によれば、第一条で予定されたのは、包括的な法典である。これに対して、ラント法は、序章で国法を除外し、国家臣民の権利を扱うものとした。⁽⁴⁰⁾

法典草案注 (Anmerkung zum Entwurf) 第一卷、五、七、八頁。⁽⁴¹⁾

法典草案には、君主の法についての一般的規定がある。法典草案序章、一般法典序章、第七七―七九条⁽⁴²⁾という法律「がそれである」。君主の法についての若干の規定は、ラント法にも、残っている。ラント法序章、第七三条、第八〇条、第八一条⁽⁴⁴⁾。これらの規定は、草案にある当初の見解に由来し、公法的性格を有する⁽⁴⁶⁾。ラント法の主要な部分は、私法について定めたものである。

II ラント法の法源

ラント法が、従来⁽⁴³⁾の成果、とくにフリードリヒ法典草案に依拠していると考えるのは、誤りである。ラント法が採り入れた法源には、歴史的な基盤がまったく欠けている。というのは、いかなる完備した地方法典 (Provinzialgesetzbuch) も存在しなかったからである。したがって、ラント法は、きわめて抽象的な性格をもたざるをえなかったし、また、ローマ法を基礎とし、ローマ法からこまごまとしたことを取り除き、本来実用的

(5)

なものを取り出すという方針が定められた⁽⁴⁶⁾。だが、ここでローマ法とは何を考えていたのだろうか。ローマ法は、六百年前から、きわめてさまざまな文献の (Hierarchisch) 形態をとってあらわれていたし、それゆえに、ローマ法の概念としては、きわめてさまざまなことがらを考えることができよう。

したがって、どの著作家を先確としたのか、そしてどの大学教師にラント法の起草者たちは教育されたのかを知る⁽⁴⁷⁾ことが重要である。この場合、ハレのネットルブラット (Nettelblatt seit) ⁽⁴⁸⁾ が筆頭に挙げられる。かれの学派はあまり褒められたものではなく、かれは、解釈学 (Dogmatik) を、歴史的基礎から完全に遠ざけてしまった。どの著者が利用されたかは、つきとめがたい。法典資料のなかには、その点については、ほとんど見出しえない。とくに、ミューラー (Müller) のプロムプテュアリーウム (Promptarium) ⁽⁴⁹⁾ が使われている。

法典資料のほかに、ことに重要なものは、法典草案のなかの多数の注である。「ラント法の規定がローマ法と異なっている場合には、とくに重要である。これらの注は、とくに、ジーヴェルト (Siewert) の法典資料 (Materialien) 第一卷、二五―一四〇頁に翻刻されている。「法典編纂者の」利用に供するために、ローマ法を概観できるようにしなければならなかった⁽⁵⁰⁾。それゆえに、ひとりの法律家に、準備としてローマ法の完全な抜粋を作る任務を課した。この法律家の選択は、失敗であった。選ばれたのは、歴史的古事学的法律家として知られていたフォ

ルクマール (Volkmann⁽⁸³⁾) であった。この抜粋がまったく役に立たないことがわかり、フォルクマールは解任され、かれに委ねられた作業は、まったく中止された。この計画は放棄された。

『一八二四年四月二八日』

ラント法起草のさいの主要な観点

当時、一般におこなわれた努力の目標は、法律学を国民に親しみやすくし、その結果、法律学が国民全体の共有財産となつて、法学識者という特別の身分を無用にするという点にあった。このことは、ラント法にも、さらに当時の多数の書物にもあらわれている。いずれも、このような努力を妨げるものについて書かれているが、それらの書物によれば、こうした障害は、従来の大抵の法律が外国語で書かれていることにあるといわれている。法律を母国語で書くことによって、これらの障害を除去しようとする試みがおこなわれた。このような努力は、最後に法典資料からもうかがえるが、そこにみられるいくつかの特異な記述には、フォン・エッグース (von Eggers⁽⁸⁴⁾) が述べたつぎのような意見も含まれている。すなわち、すべての訴訟の三分の二は、ひとえに法源が外国語で書かれていることによる原因がある。それでエッグースの主張するところでは、法律の抜粋をつくり学校で教え、それにもとづいて堅信札のさいに試験をし、そしてこの抜粋をどの農場所有者も手にいれねばならないといわれるのである。エッグースのこの計画が、訴訟倍増の原因についてかれが述べている見解と同様、適切でないのは、

(6)

明らかである。訴訟は、大部分事実問題にかかわる。法律問題にかかわる場合でも少なくとも普通は論争にはならない。そして論争となる場合でもまた、「外国語であれ母国語であれ」言葉に原因があるものは、もっとも少ない。

こういう見解の帰結として、旧来のローマ法文献が追放され、さらにまた、ユースティニアヌス (Justinianus) 法典により一部個別化され、限定された法律関係も——「一般ラント法の」規定の大部分はそれらに依拠しているけれども——同じく個々のアクチオの特殊な名称と役割も、追放されることになった。このような個別性を追放する努力については法典資料に多くのものがみられ、そのひとつの結果は、一般裁判所法第一部第五章、第二〇条の規定である。⁽⁸⁵⁾

もうひとつの主要な性格は概念、法規、それに用語でさえもできる限り一般化してることであり、総じて抽象化の努力である。これによって、法に對しいっそう学問的に陶冶されたものとしての性格を与え、法をいっそう哲學的なものとすると考えられた。この場合に具体例として役立つのは、ラント法序章、第八九条⁽⁸⁶⁾である。この条文に述べられている命題を適用することは、その一般性のゆえに、きわめて困難である。この条文から本来の意味を察知することはまったくできないからである。法典資料によれば、この第八九条は、緊急避難の権利、緊急事態における窃盜についての規定を含むものである。これらの命題を特に述べることは危険だともおわれたので、一般化が

おこなわれた。

さらに、同章「序章」、第九一条⁽⁵⁷⁾ この第九一条は、解釈の原則としてきわめて重要である。しかし、法典資料によれば、車通行役権 (*servitius viae*) は、人通行役権 (*servitius itineris*) と家畜通行役権 (*servitius actus*) をも含め、同様に、最軽過失 (*culpa levisissima*) は、軽過失 (*culpa levis*) をも含むということだけを述べているにすぎない。——そのほかにも、一般化が有害であることがはつきりとわかったところがあり、とくに法典資料の後の方の内容において明らかになる。一般化を求める努力のひとつの事例を挙げれば、国王「という表現」のかわりに国家の首長 (*Staatsoberhaupt*) という表現⁽⁵⁸⁾が用いられていること⁽⁵⁹⁾である。国家学の復興 (*Restauration der Staatswissenschaft*) という著書で、フォン・ハラー (*V. Haller*) は、そこから、プロイセン国家に共和制体を与えるという計画を読み取ろうとしている。

効力と適用可能性との外的な範囲

a 普通法は、法典によって廢止された。法典草案第二一条⁽⁶⁰⁾の規定は、ラント法では、公布令第一一条、第二一条⁽⁶¹⁾になった。公布令第二一条は、立法者の意図よりも、また実務が適用しているよりもっと一般的に書かれている。なぜならば、ラント法に採り入れられていないか、あるいは承認されていない従来⁽⁶²⁾の命令はすべて廢止されるかのようにみえるからである。だが、私法的性質をもった命令に限って、こう解することができるの

である。

b 地方法に、関しては、地方法からその規定を、プロイセン全国家のためにラント法に採り入れるか、それとも地方法の従来の効力を残して「ラント法の役割を」普通法の確定だけにとどめるかのどちらかをおこなうことができた。実際におこなわれたのは、後者である。そして、このことがラント法のもっとも優れた点のひとつであり、同時にこれら地方法を新たに成文法典に編纂することが命じられた。公布令、第三一条⁽⁶³⁾、第七一条⁽⁶⁴⁾。この編纂は、必要であり、当を得たものだった。だが、その当時それをおこなう精神が欠如していた。この地方法に關して、ラント法の第二部のうちはじめの三つの章の施行延期がおこなわれた。というのも、家族法の改革をおこなえば、地方法と抵触し地方法に違背する点を含むことになるという前提があったからである。公布令、第七一条——この条文の内容からすれば、これらの章に含まれている規定のうちで普通法の論争点を規定し解決したものは延期されず、ただ普通法の明確なる原則に對立し、それと異なる点を含むもののみが延期される⁽⁶⁵⁾。だが、

実務は、この「第七一条の」規定にきわめて広い効力を与え、その結果、本来無遺言相続のみが施行延期されたのみならず、というのも、法学者および裁判慣行によって、法源に含まれている普通法の規定が変更されて、その結果、施行延期された章の大抵の規定が普通法の規定に矛盾しなくなり、ただそのような変更を「ラント法に」採り入れたにすぎないとされたからで

ある。シュテングエル 寄与 (Beiträge)、第一卷、四二〇頁以下。第八卷、二四五、三三四—三五九頁。実務のこの見解は、とくに嫁資論 (die Lehre von der dos) において示されている。ラント法では嫁資論は、普通法の嫁資論とはきわめて異なっているが、その施行延期にもかかわらず、ラント法の規定が適用されている。——この施行延期の期間は、地方法典が完成するまでの二年にすぎないとされていた。しかし、これらの地方法典の編纂はおこなわれなかったので、この施行延期は、一七九五年、ポメルンでは完全に廃止され【シュテングエル第二卷、一三九頁、第八卷、三四七頁】、マクデブルク、東プロイセン【東プロイセンでは、地方法典が刊行された】およびシュレージエンについても【マティス第一卷、四五七頁】、そして東フリースラント (Ostriesland)、リンゲン (Lingen)、テックレンブルク (Tecklenburg)、【マティス第四卷、七七頁】についても廃止された。しかも、シュレージエンでは、たんなる省令 (Ministerialrescript) により【アメルング Amelang 第三卷、二四五頁】廃止された。

この施行延期は、クルマルク (Churmark) では、なお存続している。そこでは、施行延期は、地方法典のできるまで無期限に延長された。

ノイマルク (Neumark) および西プロイセン (Westpreußen) で、この施行延期がなお存続しているかどうかは疑わしい。というのも、これらのラントについては、法律では何も明言さ

れていないので、二年の経過によって施行延期は廃止されねばならなかったからである。しかし、ノイマルクに関して、王室裁判所 (Kammergericht) は、この施行延期をなお継続しているものとみなしている。カンピツ (Kampitz) 第七分冊、三三、三四頁。

ラント法の刊本

この文献に関する問題点を決定するのは、たいへん難しい。したがって、確実に述べることができるのは、ただ以下のことだけである。(一) 一七九一年「プロイセン一般」法典、(二) 一七九二年、法典第二刷、(三) 一七九四年「プロイセン一般」ラント法、デッカー (Decker)、(四) ラント法第二刷、(五) 一七九六年、ラント法第二刷、パウリ (Pauli)、(六) 一八〇四年、附則つき新版【もはや、新刷ではなく】、ナオク (Nauck)、(七) 一八〇六年、新版、ナオク【第二部第二〇章は削除】、(八) 一八一七年、新版、ナオク、(九) 一八二二年、同。さらになおいくつかの刊本が存在することはありうるし、その確実性が高いことは書肆の断言するところである。しかし、そのような刊本を発見するのは、きわめて難しい。

第三期 ラント法後の新立法

これに属するのは、東プロイセン地方 (Ostpreussisches Provinzialrecht) ベルリン、一八〇二年であり、それは一八〇二年より発効した。エルベ河以西のラントおよびポーランドの喪失と再獲得——この地方では、プロイセンから離れたあい

だラント法は廃止されていた——ならびに新しいラントの一部の獲得もまた、プロイセン法が再施行されるきっかけを与えた。一 エルベ河以西の地方に関しては、一八一四年九月九日の布告による。ニ クルム(Calm)、ミッヘルアオ(Michelau)およびトオルン(Thorn)に関しては、一八一六年一月九日の布告による。三 ポーゼン(Posen)に関しては、一八一六年一月九日。四 ザクセンに関しては、一八一六年一月一日。五 飛地(Enclaven)に関しては、一八一八年五月二八日。これらのラントのうちの大部分では、フランス法によって⁽⁷³⁾方法が廃止され、そしてラント法が第一次法(Pinzalrecht)⁽⁷⁴⁾として、フランス法にとつてかわった。ただヴェストファーレン(Westphalen)においてのみ、地方法が、財産共有制に関して維持されてゐる。【一八一六年法令集、九七頁参照⁽⁷⁵⁾】。

【一八一四年】四月二九日】

一八〇四年のラント法の刊本には、補遺(Nusätze)あるは附則(Anhänge)が挿入され、これについては、一八〇三年の公布令が出された。この附則は、一般ラント法についての第一附則として、翻刻された。

その時以来、さらに、附則は作られていない。だがしかし、私人の手になるものとしては、ラント法の第二附則草案(Entwurf zum zweiten Anhang des Landrechts)、ゴスラー(Goslar sic) 一八一六年がある。一八〇六年の新補遺は公布令を伴つてゐない。

一八一〇年以來、すなわち法令集⁽⁷⁶⁾の創刊以來、立法はいっそう統一された。

近時再獲得された大抵のプロヴィンツでは、大部分、ラント法がおこなわれている。近時の立法において、何が補遺と考えられ、何が新しい法律と考えられるべきか、したがって、新プロヴィンツでは何がおこなわれているか。たとえば、都市自治法(Stadteordnung)⁽⁷⁸⁾は、これらの新プロヴィンツでは効力があるとはみなされていない。

立法が種々異なつておこなわれた結果は、つぎの通りである。ラント法は、「プロイセン」全国に効力をもつ。ただし、

1 ライン左岸の地域、⁽⁷⁶⁾

2 ヴェストファーレン公国、ナッサウ(Nassau)から割讓されたラントおよびノイフォアポメルン(Neuvoipommern)⁽⁷⁸⁾を例外とする。後者「II 2」の地域では普通法がおこなわれている。そのほかのプロヴィンツでは、ラント法は補充法として、しかも第二部のはじめの三章が停止されあるいは停止されずに、おこなわれている。みぎのことは、一八〇六年以降プロイセン領であつたすべてのプロヴィンツにあてはまる。そのほかのプロヴィンツでは、すなわち、地方法がフランス法によつて廃止されたところでは、ラント法が、第一次法としておこなわれている。そのほか、ラント法は、従来プロイセン領であつたかなりの外国の地域でおこなわれている。

法源と文献

I これに属するのは、シリウスの二つのまったく異なった作品である。

1 マルク勅法集 (Corpus Constitutionum Marchicarum) (83) これは、実際にシリウスの手になるものである。それはマルクだけに限られるのではなく、すべてのプロヴィンツに及ぶ。それは一七三六年にまで及び、内容ごとに大部に編別されている。これに四つの続篇が付け加えられ、年代順に排列されている。一七三七—一七五〇年。これにはなおひとつの補巻と完全な索引がある。

2 マルク新勅法集 (Novum Corpus Constitutionum Marchicarum) (84) これは、シリウスの没後、学士院 (die Academie der Wissenschaften) の編になるものである。これがいわゆる新勅法集 (Neue Edictensammlung) である。それは、一七五一年より一八〇五年に及び、一巻からなり、各巻は五年分を含む。戦争が勃発したさいこの作品は中絶し、そして一八〇六年三月までに若干の断編が刊行されたにすぎない。一八〇六の断編と一八一〇年の補巻は、新勅法集の第一二巻として印刷されている。(85) これになお一七五二—一七五五年と一七五二—一八〇〇年の二つの索引が加わる。第一二巻は、二ツ折本および四ツ折本として刊行されている。

II 一八一〇年以降の法令集 (86) この時から、毎年一巻の四ツ折本が刊行されている。これは、法律および法律の權威をもっている規定を含んでいるが、

(9)

勅法集には含まれていた上級官庁の指令 (Rescripte der höheren Behörden) を含むもの。

シュテンゲル (87) 寄与 (Beiträge) および新寄与 (Neue Beiträge)、一八巻。前の作品はシュテンゲルによるものであるが、後ののはそうではない。一七九五年より一八〇四年まで。マティス、法律月報 (Juristische Monatschrift) 一八〇五年より一八一一年まで、八ツ折本、一一巻。これらの作品は、純粹に学問的なものではなく、むしろ主要な法律と指令である。

カンブツ、年報 (Jahrbuch) (88) 一八一二年より現在にいたる。目下のところ二巻および一冊したがって四三分冊。

ア・メラング、新雑誌 (neues Archiv) (89) それは一時公けの法令集としての權威をもった。一二巻、ベルリン、一八〇〇年より一八〇五年まで。

ラーベ (Rabe) による実務法曹のための手引 (Hilfsbuch von Rabe für praktische Juristen) (90) ベルリン、一八二四年は、内容索引である。

【講義の計画】

この講義の計画に属するのは、
1 私法のみであり、しかもそのうちで、
2 ただ一般理論およびとくにローマ法と関連する理論に限られる。
したがって、主な目的は、ラント法がローマ法から異なっ

いる点を示すこと、なおローマ法から純粹に取り出されたものに、文献 (Literatur etc) という学問的な衣装を纏わせ、これをふたたびローマ法に結びつけることである。ラント法起草前および起草のさいに公けにされた命令によると、法律学文献とラント法との連関を確立することが、ラント法の精神に適合していることである。

革命のなから法が生まれたフランスでは、われわれの法に類似した、しかももっと憂慮すべき状態がある。だが、第一流のフランスの実務法曹は、はなはだ聡明かつ徹底的なやり方で、旧来の法を利用してきた。したがって、かれらは、模範としてわれわれの前にある。フランスの実務家は、わが国の実務的な著作家よりもそれだけ優れているのである。この場合模範となるのは、メルラン (Merlin)、索引 (Répertoire) である。われわれの周辺の外国の諸法を比較的に利用することもまた重要であるが、しかしローマ法との比較ほどには有益ではない。

一般法典では、最初に人の法 (Personenrecht) が、ついで、物の法 (Sachenrecht) が取り扱われた。ラント法では、逆である。ラント法の体系 (Ordnung) では概観がきわめて困難である。このことは、とくに相続法および遺言の理論の場合にそうである⁽⁹⁵⁾、それゆえに概要に示された別の体系が「用いられる」。

[序論完]

訳注

- (1) 別添の概要 ハーヴァード大学図書館所蔵の講義ノート (一八一九年冬学期) の冒頭には、Anordnung der Vorlesungen über das allgemeine Landrecht と題する印刷された講義概要が添付されている。また、ボン大学所蔵の講義ノート (一八二四年夏学期) にも、やはり印刷された講義概要が付されているようである (vgl. Dieter Strauch, Friedrich Carl v. Savignys Landrechtsvorlesungen in: Staat—Recht—Kultur, Festgabe für Ernst von Hippel zu seinem 70. Geburtstag, S. 262)。しかし、このような講義概要は、九大所蔵のノートにはみられない。講義の最初にこの概要が配布されたのであれば、後に紛失し製本のさいに綴じこまれなかったのではないかと考えられる。その代り、ノートの末尾に、パンデクテン体系によったことを示す簡単な手書きの概要が付されている。本文という概要は、みぎの印刷物でないとするれば、この手書きのものと考えざるべきでない。ハーヴァード大学所蔵のノートにある講義概要およびボン大学所蔵ノートのそれを参考にしつつ、一八二四年の概要を復元してみれば、別表のごとくになる (末尾参照)。

- (2) 一等司法参議官 (der Geheime Justizrath) これはプロイセンの高級官僚の称号である。プロイセンで

は、官吏の地位序列を明確にするため、一八一七年二月七日の命令「Verordnung wegen der den Civilbeamten beizulegenden Amtsittel und Rangordnung der verschiedenen Klassen desselben」を定めてゐる(GS 1817, S. 61 ff.)。それによる「司法官僚の序列は、つぎの表のようになる。サヴィニーは、一八一六年に Geheimer Justizrath の称号を受けているが、これは名譽称号である。なお geheim は「国王の中央官庁に属する」の意であり、ミニステリウムの官僚にはこの形容詞が付いてゐる。名譽称号の Geheimer Rath を中央官庁で働く官吏に比定すれば、現職の三等官にあたるRegierungsdirektor と地方四等官にあたる Wirklicher Regierungsrath 及び Ob-erlandesgerichts-rath との中間に位置

	等級	名 称
官職称号	I	Wirklicher Geheimer Oberjustizrath
	II	Geheimer Oberjustizrath, Geheimer Obertribunalrath
	III	Geheimer Justizrath
名譽称号	I	Geheimer Justizrath
	II	Justizrath

づけられる。その他の場合は後者に相当する。(3) フランツ・ルイ・イェーニゲン (Franz Louis Jaeh-nigen) の略歴はつぎの通りである。

一八〇一年十一月三日 マクデブルクにて出生。
一八二五年 ベルリン王室裁判所で Referendar となる。

一八二九年 マクデブルクの高等裁判所で Assessor となる。

一八三一年 トゥッリーアの地方裁判所検事となる。

一八三五年 プロイセン司法省の Geheimer Justiz-u. vortragender Rath となり法律の改訂を担当した。

一八四一年 ライン・プロヴィンツの上告・破毀院で、Geheimer Oberjustizrath の称号をもった検事正となる。

一八四五年 枢密院 (Staatsrath) の一員となる。

一八四七年 ライン・プロヴィンツの上告・破毀院における検事総長となる。

一八五二年 最高裁判所の副長官となる。

一八五七年 Wirklicher Geheimer Ober-Justiz-rath の称号を受く。

一八六六年六月六日 コレラで死去。

以上の略歴は、ハイデルベルク大学教授、ハンス・シュナイダー (Hans Schneider) 博士の厚意により明

- らかになつた。博士の典拠にあらわしてあるのは、F. H. Sommerschmidt, *Geschichte des Königlichen Obertribunals zu Berlin*, 1879, Berlin S. 451 f. 以下。なお、イェーニゲンは、枢密院の一員として、後に一八五一年のプロイセン刑法典に結実する刑法改正の事業に参画してゐる (H. Schneider, *Der preussische Staatstrah* 1817-1918, München 1952, S. 170 f.)。
- (4) 一般ラント法の講義を大学でおこなうとらう起草者の意図は、一七八八年六月二十五日『プロイセン一般法典草案の第二部第三篇』(Entwurf eines allgemeinen Gesetzbuchs für die Preussischen Staaten, II Thl. 3 Abt., Berlin und Leipzig, 1788) の緒言に述べられてゐる。
- (5) プロイセン法の教科書を作成するにあたり懸賞募集をおこなうことも、みぎの緒言で述べられている。一七九二年の最終期限まで五篇の応募があつた。審査の結果一等賞を獲得したのは、コペンハーゲンのヘッガーヌ教授 (Christian Detlev von Egers) であり、二等賞を得たのは、ライプツィヒの王立騎士学院の哲学教授ヴェルターマン (Günther Carl Werdermann) である。これらの教科書は一七九九年に公刊された。エッガースのは、*Lehrbuch des Natur- und allgemeinen Privatrechts und Gemeinen Preussischen Rechts*. 4

- Bde., Berlin 1806) の「ヴェルターマンの」Einleitung in das gemeine Recht der Königlichen Preussischen Staaten, 2 Theil., Leipzig 1806。註として Adolf Stützel, *Carl Gottlieb Svarcz*, Berlin 1885, S. 400 ff. (6) プロイセンの法典起草者は、一七八〇年四月一四日の宣諭令 (Allerhöchste Königl. Cabinets-Orde, die Verbesserung des Justiz-Wesens betreffend, De Dato Potsdam, den 14. April 1780, NCCM 6 Bd. S. 1935 ff., Nr. 13, S. 1939 ff.) で、法典編纂の基本方針を表明してゐる。そこでは、法典の中味について、キチローフ法典を基礎として、「そこから本質的な、自然法と今日の国制とに一致するもののみが抽出され、不必要なものが除去され、自国のラントの法律がしかるべきところに挿入される」とされ、形式については、「あらゆる法律が自国語で書かれ、厳密に規定され、遺漏なく集められるよう配慮しなければならぬ」と述べられている。ほかに地方法典の編纂が予定され、その補充法として、従来のローマ法に代る一般法典を編纂することが、プロイセンの立法者の計画であつた。したがつて、その計画では、ローマ法が法典編纂の出発点とされたが、テーマのいうように (Hans Thiemé, *Die Preussische Kodifikation*, SZ Bd. 57, GA 1937, S. 357 f.)、自然法の本場から理性

に従った審査と独自の決定がおこなわれ、伝統的なローマ法が実質的にも変更されたかどうか、もしおこなわれたとすれば、それはどの程度おこなわれたか、今後なお検討すべき課題である。なお、サヴィニーは、「プロイセン法ではその意図は、既存の実体法の変更ではなく、その形式の改善に向けられていたが、やがて心ならずも当初の目標から引き離され、最初の意図にはなく、またははじめは無視することができたとしても、企画全体について疑念を起させるような結果に到達したのは、法理論のどれもがもつ有機的な形成力に原因があった」と述べ、ローマ法によるという目標からの逸脱があったことを指摘している。System des heutigen römischen Rechts Bd. I, S.104 参照。

(7) 一般ラント法をローマ法の観点からみることの重要性について、『体系』の中では「これらの法典の内容は、従来の法源に根差している概念や法規が新法典に生きつづけているから、新しいものではない。したがって、法典の徹底的な認識も、その内容を起源に戻すことによつてはじめて可能となる」となれている(ebenda)。

(8) 当時のプロイセン法の文獻は、最近のものでは、H. Hattenhauer, Allgemeines Landrecht, S. 43 ff. の文獻目録に列挙されているので、それを参照せられたら。

なお、一般ラント法と法律文獻ならし法律学との関係については、System, Bd. I Vorrede S. XX, S. 159 ff., S. 201 ff. をみよ。

(9) ある聡明な為政者とは誰を指すのか明らかでない。一八四二年一月八日、サヴィニーが立法大臣に就任する前にフリードリッヒ・ヴィルヘルム四世の求めに応じて提出した『法律の改訂を適切におこなうための提案』(Vorschläge zu einer zweckmäßigen Einrichtung der Gesetzrevision) という建白書の中にも、やはりこの逸話が引用されている。それによると、「プロイセンのある國務大臣が一般法典の施行後すぐに述べたところわれる意見はよくその特徴を表わしている。すなわち、ラント法は、茎から切り取られロップの水の中に投げられた美しい花である」となっている。(Stözel, Brandenburg-Preußens Rechtsverwaltung u. Rechtsverfassung, Bd. 2, Berlin, 1888, S. 737).

(10) 法典資料 この点に關しては、Simon, Bericht über die scientiatische Redaktion der Materialien der preussischen Gesetzgebung, in: Mathis, Allgemeine juristische Monatschrift, Bd. 11, S. 191—286 + XIV. 一八一一年七月七日、時の國務=司法大臣キルシュマン(Friedrich Leopold von Kirchseis) は、シーモン(Heinrich August Simon)に「一般

ント法と一般裁判所法の法典資料の編纂を命じた。ジ
ーモンは、九月にこの作業を完了し、前記の報告書を
公けにしているが、これは一般ラント法の成立史の叙
述として今日でも高く評価されている (Stölzel, a. a.
O., S. 422.)。この法典資料は未公刊であり、現在
東ドイツメルゼブルクの中央公文書館 (Zentralarchiv
in Merseburg, historische Abteilung) に保存されて
いる。ただ、「占有と時効」の章に関しては、Simon
und Strampff, Materialien des Allgemeinen Land-
rechts zu den Lehren vom Gewahrsam und Besitz
und von der Verjährung, 1836 (大阪市大所蔵) と
して公刊されている。

(11) 地方ローマ法とは、それぞれの領邦で補充的に適用さ
れていたローマ法を指すと思われる。ブラジデンブル
クにおけるローマ法の継受については、古い論文であ
るが、Ernst Adolf Theodor Laspeyres, Die Recep-
tion des römischen Rechts in der Mark Branden-
burg und die Preussische Gesetzgebung vor Fried-
rich II., in: Zeitschrift für deutsches Recht VI,
(1841) S. 1—96. をよむ。また、この地方のローマ
法の補充的適用は、法律上は一五一六年の王室裁判所
令 (Des Kurfürsten Joachim I. s. Ordnung für das
Kammergericht in der Mark zu Brandenburg vom

Jahre 1516) によって承認された。(vgl. O. Stobbe,
Geschichte der deutschen Rechtsquellen, Bd. 2
1864, S. 128)。

(12) 一六世紀から一七世紀に至るまでのプロイセン地方
の法源および文献を概観するには、とくに H. Conig
(Hrsg.), Handbuch der Quellen und Literatur der
neueren europäischen Privatrechtsgeschichte, Bd.
II—2, 1976 S. 312—344. が適している。

(13) プロイセン公国地方 프로イセン騎士団領 (Orden-
land) では、一般にマクデブルク法、とくにクルム法
名で知られ、ブレスラウで成立した五巻のマクデブル
ク法の法書が適用されていた。プロイセン公国となっ
てからも、同様、クルム法を中心にして君主の制定法
がその不備な点を補うかたちをとった。一六世紀にな
ってから、クルム法の改革がおこなわれるようになる
が、東プロイセンの等族はこれに満足せずに、新法典
の編纂を要求した。ブキウス (Levin Buchius) が
ベーム (Hieronimus Behm)・ヴェルケルム (Michael
Wilhelm) およびフリーゼ (Michael Friese) とともに
草案を作成し、その後数回に及ぶ改訂を経て、一六
二〇年に公布されたのが、Landrecht des Herzog-
thums Preussen, Königsberg 1620 をよむ。これが
一六二三年ラテン語に翻訳された Jus Provinciale Du-

- calis Prussiae)のロシエトツクンで公刊されている。九大法学部にはこのラテン語版が所蔵されている。なお、この法典の性格、内容については、Stobbe, a. a. O., S. 354を参照されたい。
- (14) **プロイセン公國改訂ラント法** 一六八四年、選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムるとき、前記ラント法の改正がおこなわれ、一六四〇年のプロイセンラント令に基き付則が作成されて出来上ったものが、Churfürst. Brandenburgisches revidirtes Landrecht des Herzogthums Preussen, Königsberg 1685である(九大法学部所蔵)。
- (15) **プロイセン王國改正ラント法** 一六八五年法は、プロイセン國王フリードリヒ・ヴィルヘルム一世の治下、サムエル・フォン・ロックツェーイ(Samuel von Cocceij)によつて改訂された。その結果、一七二二年にFriedrich Wilhelms Königes in Preussen / Ver bessertes Landrecht des Königreichs Preussen / Königsberg が公けにされた。これも九大法学部に所蔵されている。
- (16) **より以前の法令集** 一六二〇年法を収める九大所蔵本は、その末尾に Privilegia der Stände deß Herzogthums Preussen / darauf das Landt fundirt und bib. jitzo beruhen, Brunsbergae, 1616なる勅許集(全一五一頁)を伴っている。ザヴィニーのいう「法令集」とは、この一六二六年の Privilegiensammlungを指すのではないかと考えられる。
- (17) **サムエル・フォン・ロックツェーイ**(一六七九年—一七五五年) 著名なプロイセンの司法官僚、一七四七年には首席司法大臣(Großkanzler)となる。親子二代にわたる自然法学者で、父ハインリヒ・ロックツェーイ(Heinrich Cocceij)の著書 „Grotius illustratus”の序論(プロト) „Novum systema jurisprudentiae naturalis et romanae”を著わしている。また、プロイセンの司法制度の改革に大きな功績を挙げ、後にもみるように、法典編纂をも企てた。HRG., Bd I, S. 616—619 (A. Erlert) 参照。
- (18) **フリードリヒ法典草案** 前述に述べたロックツェーイの起草になる Project des Corporis Juris Fridericani I. 1749, II. 1751, Halle (九大法学部所蔵)である。
- (19) ここから一八二四年四月二七日の二回目の講義が始まる。
- (20) **一七三八年の命令** 一七三八年二月二六日の指令のことで、これでフリードリヒ・ヴィルヘルム一世は、国土の全体に及ぶ特別のラント法を制定して外国法を全面的に廃止する計画をたてた。適用可能な範囲でローマ法をこのラント法に採り入れ、法典に採用されなかつた。

った地方の法令はこれを集めて一つの法典にする計画であった。一七三八年三月一日、国王はその意向を國務大臣ロックンシェーイに伝えてゐる(Stobbe, a. a. O. S. 448)。

- (21) ミリンズの憲法集 Christian Otto Mylius, Corpus Constitutionum Marchicarum oder Königl. Preuß. und Churf. Brandenburgische, in der Churf- und Mark Brandenburg, auch in korporirten Landen publicirte und ergangene Ordnungen, Edicta, Mandata, Rescripta. etc. Berlin und Halle Tom. 1—4; Continuatio. Tom. 1—4. 1737—1750 cum Supplementis et repertorio chronologico et reali, ebenda, 1755. この法令集の成立史については Mylius 自身の驛迎轡 (AB IX Nr. 292, AB VII Nr. 391 v. 14, Mai 1748) をみよ。この頃から Dietmar Willoweit, Gesetzpublikation und verwaltungsmäÙige Gesetzgebung in Preußen vor der Kodifikation, Beiträge zur Rechtsgeschichte, Gedächtnisschrift für Hermann Conrad, 1979, S. 601—619, を参照。
- (22) シーボンの驛迎 前注(10)に記載した法類集編纂の報告書や書本。
- (23) マトリス Mathis, Allgemeine juristische Monatschrift für die Preussischen Staaten, 11 Bde. und 1

Registerband, Berlin 1805—1811(一部大阪市大所蔵)
 (24) フリードリヒ法典 後出注(35)を参照。前記一七八〇年四月一四日の官房令は、この法典の劈頭に「緒言」(Vorinerung)として掲げられてゐるといわれる。
 Savigny, Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, hrsg. v. Hattenauer, S. 144, Anm. 2). 参照。

- (25) 法典草案緒言 法典編纂作業の指揮をとった当時の首席司法大臣カール・フリードリヒ・カスター(Johann Heinrich Casimir von Carmer) によるプロローグ一般法典草案第一編(一七八四年三月二四日)、第二編第一篇(一七八七年四月三〇日)、第二編第三篇(一七八八年六月一五日)に緒言を付し、法典編纂の基本理念を示した。その抜粋は Stewert, Materialien zur wissenschaftlichen Erklärung der neuesten Allgemeinen Preussischen Landesgesetze, Erstes Heft, Halle 1800, S. 27—32. に収録されてゐる。
- (26) 一般法典の前に置かれてゐる公布令 すなわち一七九一年三月二〇日付の Patent wegen Publication des neuen Allgemeinen Gesetzbuchs für die Preussischen Staaten. を指す。
- (27) 一般法典草案 これはこの順序で公表されてゐる。第一部第一篇一七八四年三月、第二篇一七八五年三

月、第三篇一七八六年三月、第二部第一篇一七八七年四月、第二篇一二月、第三篇一七八八年六月。

(28) 草案の公表とともに、広く各界の草案に対する意見を

集めることになり、つぎのような措置がとられた。まず各篇が出版されるごとに、法典の起草者はその一部を有名な法理論家および法実務家、その他の学者に、専門知識が必要な場合には専門家に送り、意見を求めた。つぎに、一七八四年三月二四日の草案第一部第一篇の緒言を通じて、法学者、実務法曹その他一般知識人に、草案を検討して、意見を提出するように、公けに呼びかけ、これには懸賞が付された。第一のものについては五二の意見が寄せられた。その名前のリストは Simon, Bericht, S. 213 ff. を参照。第二のものについては、総計六一の懸賞論文が到着し、この応募者の中から入賞者が決められた。この点に関して Simon, Bericht, S. 216—224. 参照。

(29) 前注に記した手続のほか、法典の起草者は、地方の裁判所や等族の意見を求め、行政に関わる問題については、管轄官庁の協力を仰いだ。こうして集まってきた意見書は要点を抜粋し、これに基づいてスワルツが最終的な修正をおこなった。いわゆる Revisio Montfortum がそれである。そのうえで、スワルツ (Carl Gottlieb Svarez) の「ホスラー (Christoph Golber) ン

クライン (Ernst Ferdinand Klein) が法典の原案を作り、法律委員会に提出した。これで法典編纂事業は実質的に終了したことになる。プロイセン一般法典は、一七九一年三月二〇日の公布令により公布され、翌一七九二年六月一日から施行される予定であった。国内の反動化とともに、一般法典に対する攻撃が開始され、法典は、一七九二年四月一八日の閣令でもって、その発効を無期限に停止せしめられた。

(30) 法典の施行延期 フランス革命の影響に伴うプロイ

(31) 法典の一部変更 プロイセン一般法典が復活するきっかけを与えたのは、一七九三年のポーランド第二次分割である。この分割によりプロイセンに併合された旧

ポーランド領(南プロイセン)の法的同化が急務となり、この地方にいかなる法がおこなわれるべきかが問題になった。この機会を捉えてカルマーやスワルツは執拗な反撃を試み、ついに、南プロイセンのみならず、プロイセン国家の全体についてこの法典を採用する案を通すのに成功した。こうして法典は再び日の目をみるようになった。しかし、その場合、序章第六、七、九、一二、七七、七八、七九条が削除され、また第一部第五章第五二八、五二九条中の *Machtspruch* の語が削られた。そのほか、一般法典のどの部分がいかに変更されたかにつき、*Anzeige der bey der Revision*

- des Allgemeinen Gesetzbuchs auf Sr. Königlichen Majestät Allerhöchsten Befehl erfolgten Veränderungen, 1796. なる小冊子(九大法学部所蔵)がある。
- (32) 一七九四年の公布令とは Patent wegen Publication des neuen allgemeinen Landrechts für die Preussischen Staaten v. 5. Feb. 1794. を指す。
- (33) 法典編纂の最後の段階では、カルマーらの抵抗にもかかわらず、法典の名称が一般法典から一般ラント法に変更された。これは、一七九四年一月五日の国王の命令による。(= Kampf, Jahrbücher für die Preussische Gesetzgebung, Rechtswissenschaft und Rechtsverwaltung, Bd. 41, 1833 S. 42. に収録)。なお、この点について、詳細は Stözel, Svarez, S. 395 「ラント法」という名称には、すでにこの時代、君主の命令法的性格を有するものになっているとはいえず、なお伝統的な法の集成、既存の諸特権の確認という観念がまじわりついている。エーベルは、プロイセン一般ラント法の素材は、「本来当時すでに伝統的なものになっていた意味における「ラント法」ではなく、一九〇〇条以上の条文の中に全プロイセンの国家と法の全世界を包みこんでいる壮大なラント立法である」と述べている (Wilhelm Ebel, Geschichte der Gesetzgebung in Deutschland, Göttingen 1938, S. 76 f.)。
- (34) マルク・フリードリヒ勅法案草案 Project des Codicis Friedrichiani Marchici oder eine, nach Sr. Königl. Majestät von Preußen selbst vorgeschriebenen Plan entworfene Kammer-Gerichtsordnung..., Berlin 1748 を指す。ロククンホイイの手になる統一訴訟法典を目指した法典草案。その制定過程および内容につき、鈴木正裕「一八世紀のプロイセン民事訴訟法」(神戸法学雑誌第三三卷三・四号一二六頁—一五六頁参照(本草案は九大法学部所蔵))。
- (35) フリードリヒ法典 一七八一年四月二六日に公布された訴訟法典。当初計画されたフリードリヒ法典の第一部となる。(第一部は実体法典となるはずであったが、計画にとどまった)。それは、カルマーがシュレージエンの司法大臣として国王に上呈した訴訟法草案に由来し、その特色は、職権主義の採用と自由職業としての弁護士制度の廃止にある。鈴木「プロイセン民事訴訟法」(前掲誌第二四卷二号一〇九頁以下)。
- (36) 一般裁判所法 フリードリヒ法典を改正して出来た法典。一七八三年九月二〇日の命令によりその改正が始められ、一七九二年よりスワルツが中心となって作業が進められた。一七九三年六月六日、カルマーはこの改正案をフリードリヒ法典の新版として公布することを提案し、国王はこれを承認した。鈴木「プロイセン

民事訴訟法(三)前掲誌第二四巻四号三三四頁以下参照
(本法典は、大阪市大および九大法学部所蔵)。

- (37) Eisenberg und Stengel ed., Beiträge zur Kenntnis der Justizverfassung und der juristischen Literatur in den Preussischen Staaten, 6 Bde. Berlin 1795—1797. を指す。

- (38) 一般裁判所法がいつから発効したのかについては争いがあった。一七九三年七月六日付の公布令では、公布の時点より同法を遵守すべきことが示されている。しかし、このときまた法典の印刷が始まっていなかった。しかるに、同法第一部は一七九四年一月二四日の回状によりようやく各裁判所に送付され、しかもその回状には同法受領の日よりこれに基づいて判決すべき旨定められた。また第二部と第三部は一七九五年七月まで実際の公布が遅れている。したがって、同法の発効期日については、最初に公布令が発せられた日とする説と、実際に公布された日とする二説があった (Simon, Bericht, S. 276 f., Gräff-Röhne-Simon, Ergänzungen und Erläuterungen der Allgemeinen Gerichts-Ordnung, Erste Abteilung, 1843, S. 15—16)。

- (39) 法典草案序章第一条「一般法典には、国家成員一般の国家に対する権利義務ならびに国家成員相互間の権利

義務が含まれる」。

- (40) ラント法序章第一条「一般法典には、特別法の規定なき場合、国家の住民の権利義務を判定すべき規定が含まれる」。

- (41) 法典草案注 一般法典草案の中には、後述のように、注が含まれているが、指示されている箇所、第一巻、五、七、八頁には、注がみられない。この点は今後の調査にまつほかない。

- (42) 法律草案の序章は、二つの部分、すなわち「法律一般について」(第一条から第四九条まで)と「法的一般原則」(第五〇条から第一三〇条まで)に分けられる。前者では、法律の定義、法律の公布、対象、適用、および、廃止についての規定が定められているが、ここには、たとえば、君主の個別立法の一般化の禁止(第五条)、Machtspruchの禁止(第六条)、君主の自治団体規約承認権(第九条)、勅許付与権(第一〇条)、私権に関わる法律の法律委員会による事前審査(第一三条)など、君主の権利に関する規定、とくにプロイセンにおける「法治国家」思想の萌芽と目される規定も含まれている。後者には、自然法学の抽象的な法・国家理論の性格を帯びた、一見教科書の定義風の規定が列挙されている。たとえば、「法律の根拠は公共の福祉である」(第五〇条)、「国家は、この国家の保護

を享けるすべての者の外的な行為をこの窮極目的に従って定める権利をもつ」(第五一条)、「国家は、その市民の自然的自由を、社会の幸福に必要なかぎりでのみ、制限することができる」(第五六条)といった規定がある。

(43) 一般法典第七七条—七九条の三条は、つぎの通りである。「一般的には国家の福祉が、特殊的には国家住民の福祉が市民的結合の目的であり、法律の一般的目标である」、「公共の福祉を増進する義務は、国家の首長にあり、国家の首長は、この目的に即して全住民の外的行為を指導し規定する権利を有する」および「国家の法律および命令が市民の自然的自由と権利を制限しうるのは、公共の最終目的により必要な場合にかぎられる」。以上の三条は、一七九四年の一般ラント法では削除されている。

(44) ラント法序章第七三条「国家の各成員は、その身分と財産に応じて、公共体の福祉と安全を擁護すべき義務を負う」。第八〇条「国家の首長と臣民との間の法的紛争も、通常裁判所において法律の規定に従い、審議決定される」。第八一条「外敵に対する防衛を、国家は、もっぱらその首長の命ずるところに従っておこなう」。この三条の系譜を辿ると、ラント法序章第七三条↓一般法典序章第八〇条(同文)↓一般法典草案序

章第五三条(「国家の各成員は、それぞれの分に応じたこの窮極目的の達成に貢献する義務を負う」。ラント法序章第八〇条↓一般法典序章第八七条(同文)、厳密にはこれにみあう法典草案序章の規定はない。強いていえば、第五七条「国家にとっても、その市民にとっても、双互の約束および契約は神聖である」という規定と関係づけることができようか。ラント法序章第八一条↓一般法典序章第八八条(同文)↓一般法典草案序章には対応規定なし。なお、コントラートは、ラント法、一般法典およびその草案の三者の対比を、一部分についておこなっている。: Hermann Conrad, Die geistigen Grundlagen des Allgemeinen Landrechts für die Preussischen Staaten von 1794, Köln und Opladen 1938, S. 44—49 をみよ。

(45) サヴィニーによると、「一般法典草案は包括的な法典を目標したのに対し、ラント法は、国法を除外し国家臣民の権利義務のみを規定しているにすぎない、ラント法に残っている若干の国法的規定は草案の古い見解の名残りであり、ラント法の中心は私法である、ということになる。これは、サヴィニーがかれのラント法の講義を私法に限定しようとすることを正当化するための、いわば、その前提となるべき認識であるにすぎない。一般ラント法はなお今日の意味における公・私法

の概念的峻別に基ついてこれを把握することは困難であるといわねばならぬ。ラント法の公法的規定を中心に編集したものに、最近では、Ernst Pappermann (Hrsg.), *Preussisches Allgemeines Landrecht, Ausgewählte öffentlich-rechtliche Vorschriften*, Paderborn 1972 がある。なお、ラント法の憲法史上の意義については、同書冒頭のクラインハイアーの序論および同書の参考文献の項目を参照されたい。

(46) これは一七八〇年四月の官房令の基本方針である。ローマ法を基礎としながら、「古く、今日ではもはや適合しないローマの制度や形式」のちうな unnecessary ものを取り除き、真に現在役立つもののみを残す作業をおこなうという方針が立てられたのである。

(47) ラント法編纂に中心的役割を果たしたのはカルマー、スワルト、クライン、キルヒアイゼンらの司法官僚である。カルマーは一七三九年から一七四三年までハレ大学で学び (ADB IV S.1; NDB III S.150)、スワルトはフランクフルト・アン・デア・オーダーの大学で一七六二年から六五年にかけて法律学を学び、ダールエスの影響をうけた (ADB XXXV II S.247 ff.)。クラインの場合は、一七六三年ハレ大学に入り、ネットテルプラットの講義を聴いている (ADB X VI S.88ff.)。キルヒアイゼンも、一七六七年以降、同じくハレ大学

で法律学を学んだ (ADB XI V. S. 789f.)。

(48) ネットテルプラット (Daniel Nettelbladt 1719—1791) 一七四〇年以降、マールブルクでウエルフ (Christian Wolf) とクランパー (Johann Ulrich Cramer) のふたりに学び、一七四一年よりハレでヴァルフに師事、一七四四年私講師、一七四六年 Hofrath となり、教授、一七六五年 Geheimner Rath、一七七五年大学理事および正教授になり、終身その職にとどまる。著書に *Systema elementae iurisprudentiae naturalis usui systematis iurisprudentiae positivae accommodatum*, Halle 1749; *Systema elementae iurisprudentiae positivae imperii Romano-Germanici communis usui fori accommodatum*, Halle 1749; *Initia historiae literariae iuridicae universalis*, Halle 1764, 1774 など。Landberg-Stanzing, *Geschichte*, III, 1. ster Halbbd. Noten, S. 195ff. を参す。

(49) ヴォルター、プロトプレトノリーフ、Johann Ernestus Müller, *Promptarium iuris novum ex legibus et optimorum Icorum tam veterum, quam recentiorum*, Vol I—VII (1784—1790) を参す。ローマ法の現代的慣用時代の一種の法律百科辞典である。サヴィニーは、その『法学方法論』(Juristische

Methodenlehre, nach der Ausarbeitung des Jacob Grimm, hrsg. von Gerhard Wesenberg, Stuttgart 1951, S. 34; 邦訳は服部栄三訳『法学方法论』日本評論社、昭和三十三年、五三頁)の中で、「法学の成果の皮相な叙述は、法学の辞典 (Lexikons) や百科辞典 (Realwörterbücher) において行われているような方法で行われる」と述べ、このシヤラーの辞典を例として挙げている。本文では、プロイセンの法典編纂者がとくにこの辞典をよく用いたかのごとく書かれてあるが、真偽のほどは確かめえない。サヴィニーはまた、どの著者が利用されたか、法典資料からはつきとめ難いといっているけれども、公刊されている法典資料をみても、かなりの普通法学者の名前が引用されているのがわかるし、またティエメも、スワルツの著書や原稿には、ヴォルフ、ネットルブラットやダールエスからの引用はみられず、ヘルフェルト、ライザー、シエトリックやコックツェーイを典拠としてよく用いていると指摘している (Theme. Preussische Kodifikation, SZ, Bd. 57 GA S. 366)。サヴィニーは、前記のように述べることで、一般ラント法が当時の普通法学の文献とつながりを断ち切ったというかれの主張との整合性を維持しようとしたのではあるまいか。

(50) シーヴェルトの法典資料 Materialien zur wissen-

schaftlichen Erklärung der neuesten Allgemeinen Preussischen Landesgesetze, Erstes Heft, Halle 1809, hrsg. von F. G. Siewert を指す。

- (51) ローマ法の概観 一七八〇年の法典編纂計画書第一条で、「コルプス・ユーリスから、秩序正しい、忠実なそして完全な抜粋が作成される」ことが命じられた。(Simon, Bericht, S. 200)

- (52) フォルクマール (Friedrich Nathanael Volkmar 1750—1794) プレスラウのギムナージウム校長の息子。一七七七年ハレ大学で法学博士の学位を得る。その学位論文「De conditionum indole atque natura」は公刊され好評であった。そこで、当時シエロツサー (Johann Georg Schlosser) に法典編纂への協力を拒否されたカルマーとスワルツは、フォルクマールを選んで、パハリ (Pachaly) の指揮下でユ帝法典から抜粋を作ること命じた。しかし、フォルクマールの成果は、かれの上司のたれをも満足させなかった (Stölzel, Svarcz, S. 174)。

- (53) 一七八〇年四月一四日の官房令によると、法典編纂の目的が達成されれば、法律と訴訟の単純化によって多数の法学識者はその神秘性を失い、詭弁商売は廃業となり、従来の弁護士の団体の全部が無用になつてしまふとされる。

- (54) **エッガース** (Christian Ulrich Delev von Eggers 1758—1813) キール、ライプツィヒ、ハレ、ゲッティンゲンの諸大学で法学および国家学を学ぶ。一七八五年コペンハーゲン大学の員外教授(法学および官房学)、一七八八年国法学教授となる。一七九一年、農民解放問題の研究によりゲッティンゲン大学から法学博士の学位を受ける。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン公国にあってライプアイゲンシャフトの廃止のため尽力した。一八一三年、キールの Oberpräsident に任命される。官房学に関する著作多数。一七八八年以降公国で最もよく読まれたという啓蒙主義の季刊誌 *Deutsche gemeinützige Magazin* を編集 (NDB, IV, S. 334)。
- (55) 一般裁判所法第一部第五章第二〇条「……しかし、原告は、その場合にも、かつてのローマ法に由来し、ローマ法に関する理論によって形成されたアクチオの種類と方式 (*genera et formulae actionum*) に拘束されるのをあまり厳格に考える必要はない。したがって、申立てられたどの事実をも、それがアクチオのあれこれの種類に適合しないようにみえるという理由だけで斥けたり弁論せしめないことがあってはならない」。なお、*Corpus Juris Fridericianum* (1781) の *Vorbericht VII* にも同趣旨のことが定められている。本条は、近世におけるローマ法のアクチオの観念とき

わめて重要な関連に立つ。人文主義、自然法、現代的慣用による法律学の展開とともに、実体法と訴訟法の分離が進行する。そして、プロイセンの場合は、実体法典としての一般ラント法と訴訟法典としての一般裁判所法が別々に成立することになる。この過程で、アクチオは訴訟法上の技術的要素としての重要性を失っていくのである。原告は、アクチオの名称を挙げ、訴訟の対象を明確にする必要はなく、訴状には訴の申立てとそれを基礎づける事実を述べればよいとされた(一六五四年の帝国最終決議第三四条)。現代的慣用では、原告は自分に最も有利なアクチオを主張しようとするものだという立場が発点となるが、しかし、もし原告がアクチオを挙げ、それが裁判所のみるところでは不適當であった場合、裁判所はそれを考慮せずに訴の申立てには適切な観点よりこれに応えねばならない、と考えられた。一般裁判所法も、この線に沿って、原告はアクチオの名称に拘泥することなく、裁判所に対しては訴の申立てとその事実とを述べれば十分であるとしたのである。サヴィニーが古典主義的見地から、古代ローマ法の核心的部分であるアクチオを現代ローマ法の体系から排除しえず、これを再構成して、いわゆる実体法(私法)的訴権論をうち立てたことは、すでによく知られている。かれはまた訴訟法

- 上も、アクチオの名称を挙げることは、裁判官があまりに公平感情で裁判することを排し、判断の対象である法律関係を明確化するのに役立つ、という考えに立っているのである。Savigny, System, Bd. 5, S. 150 Anm. u. はかに、Horst Kaufmann, Zur Geschichte des actionenrechtlichen Denkens, JZ 1964, S. 482ff.; Wilhelm Simshäuser, Zur Entwicklung des Verhältnisses von materiellen Recht und Prozessrecht seit Savigny, 1965. 東海林邦彦「サヴィニーの消滅時効論」金沢大学法文論集、法学篇第三三卷一頁以下（とくに二六―七頁）・上村明広、「アクチオ法的思考と訴訟物」岡山大学法学会雑誌第二五卷三・四号二一七―三二九頁参照。
- (56) ラント法序章第八九条「法律がある者に権利を付与する場合、その権利の行使のために不可欠の手段をもその者に承認する」。

(57) ラント法序章第九一条「大なるもの、あるいは数多きものを目的とする権利は、小なるもの、あるいは数少なきものを目的とする同種の権利を含む」。

(58) 車通行役権、人通行役権、家畜通行役権 いずれもローマ法における不動産役権の一種。Ulpianus, D. 8. 3. 1. pr.によれば、「人通行役権は、人が通行し往來する権利である。牽引用家畜をも通行させる権利で

はない。家畜通行役権は牽引用家畜あるいは小車を通過させる権利である。したがって、人通行役権を有する者は家畜通行役権を有しないが、家畜通行役権を有する者は、牽引用家畜を伴うことなしに徒歩でも通行する権利を有する。車通行役権は、人が通行し、(家畜や車を)通過させ往來する権利である。というのも、車通行役権は人通行役権と家畜通行役権を含むからである」とある。

(59) 最軽過失、軽過失 ローマ法源 Ulpianus D. 9. 2. 44. pr. 「アークイリウス法では最軽過失 (levissima culpa) も考慮される」という命題を根拠として、最軽過失なる範疇を作り、過失の段階を、重過失、軽過失、最軽過失の三段階とするか、あるいは最軽過失を、軽過失の中に含まれるものとして二段階とするかは、一般ラント法の当時においても争いのあるところであった。一般ラント法は、当時の通説に従い、三段階説を採用している。ラント法によると、最軽過失とは、特別の能力を有する場合、特別の知識のある場合、あるいは特別に注意力を集中した場合のみ避けえた過失であり、軽過失とは、通常程度の注意をほらえば避けえた過失であり、重過失とは、通常の能力があれば、とくに注意をほらわずとも避けえた過失である (ALR I. 3. § 18. 20, 22)。過失の段階づけにつき、詳し

へは Hans-Joachim Hoffmann, Die Abstufung der Fahrlässigkeit in der Rechtsgeschichte, Berlin 19. 68 年云々。

(60) 国家の首長 たとえば、ラント法第二部第三章第一条には、「国家市民および居留民 (Schutzverwandte) に対する国家の権利義務はすべて国家の首長に帰する」のような表現がみられる。

(61) フォン・ハラール『国家学の復興』 Carl Ludwig von Haller (1768—1854), Restauration der Staatswissenschaften oder Theorie des natürlich-geselligen Zustandes der Chinarie des künstlich-bürgerlichen entgegengesetzt, 6 Bde. (1816—1834) を指す。これは、啓蒙思想に反対して、「家産国家」(Patrimonialstaat) 論を展開し、この立場から一般ラント法を批判した。(Bd. I, S. 188 ff.) とくに立法者たる国王という表現を採用しなかったことに対する批判は、同書一九五頁以下を参照。

(62) 法典草案第二条は、「従来の法律はすべて、この一般法典および将来の地方法典において再確認されないかぎり、廃止されたものとみなされる」と定める。

(63) 公布令第一条には「この一般ラント法は、従来朕の国土において継受されていたローマ法、普通ザクセン法その他の補充的外国法および法律に代るものとする」

第二条には、「同様にこの一般ラント法は、個々の法的題目につき時機に応じて発布され、従来朕の全プロヴィンツにおいて普通ラント法律 (gemeine Landesgesetze) としておこなわれてきた一般勅法および命令 (allgemeine Edikte und Verordnungen) に代るものとする」とある。

(64) 公布令の第三条は、従来の地方法が当面なお効力を有しており、一般ラント法に優先適用されること、第四条は、一七九六年六月一日までに地方法の法典化がおこなわれることを定めている。さらに、第五条は地方法典の編纂手続を明示し、第六条は地方法典編纂のさいの留意事項を述べる。第七条については次注参照。

(65) 公布令第七条、第二部の最初の三章、すなわち家族法と相続法を含む部分は、地方法典が新たにつくられるまでの二年間、裁判所における適用を停止される。しかし、適用されないのは、「明瞭にして継受されたことと争いなきローマ法その他の外国法と正反対のものを含む一般ラント法の規定」であり、例外は、「若干の法学者の従来おこなわれていた見解に矛盾するだけの箇所、あるいはあれこれのローマ法その他の外国法の一定の解釈方法を優れたものとする箇所、あるいは従来すでに疑問のあった法律問題を決定したにすぎない箇所」である。これらの規定は一七九四年六月一日

より直ちに発効するものとされる。

- (67) 本文の引用箇所のうち、第一巻四二〇頁と第八巻三三四—三五九頁は *Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten in Verbindung mit den dasselbe ergänzenden, abändernden und erklärenden Gesetzen, königlichen Verordnungen und Justiz-Ministerial-Rescripten*, hrg. v. A. J. Mannkopff, Bd. 1, Berlin 1837, S. 11—13 u. S. 8—11 に再録されている。

- (67) 嫁資論 一般ラント法の法定夫婦財産制は、今日いうところの管理共通制にあたる。これは現代的慣用の嫁資論を基にして作られたものであるが、法典草案注には、「ローマ法によって持参財産を嫁資とそれ以外の財産に区別することがおこなわれているが、この区別は維持されなかった。その理由は、嫁資所有権 (*dotium dotis*) の理論があまりにまかな、屈理屈になりがちな区別に基づき、国家の市民の物に対する所有権や契約に不確実と不安定を生み出すからである」と改正点を指摘している。法典編纂当時の普通法理論には相当の混乱がみられ、通説によると、嫁資に対して夫は *dominium civile* を、妻は *dominium naturale* を有するところが構成がとられ、また実務では、妻の全財産は法上当然嫁資となると扱われた。一般ラント法は、

前記のように、嫁資 (*Bona dotatis*) とそれ以外の財産 (*Bona paraphernalia*) の区別を廢し、両者を一括して持参財産 (*eingebrahtes Vermögen, Mitat*) としたのである。妻の持参財産は、ローマ法の嫁資のように、夫の所有権に服さない。夫はこれに対し管理収益権を有するにすぎない。他方、ローマ法の嫁資外財産については、妻自身の所有権、したがって管理収益権が認められていたが、ドイツではこの財産について、夫が正当なる管理収益権者 (*legitimus et usus-fructuarius*) とみられるようになった。一般ラント法は、かかる見方から嫁資外の財産も妻の持参財産のカテゴリーに組み入れた。その代りに、妻の留保財産 (*vorbehaltenes Vermögen*) なるカテゴリーが作られ、法律により、また特約により留保財産とせられた財産について、妻は完全な管理収益権を有するとされたのである。この点につき Sarez, *Ämtliche Vorträge bei der Schluss-Revision des Allgemeinen Landrechts*, Ein: Kampitz, *Jahrbücher*, Bd. 41, 1833, S. 110ff. ; E. F. Klein, *System des Preussischen Civilrechts*, von Fr. und L. von Rönne bearbeitet, Bd. II, Halle 1836, S. 27 ff. Anm. 1; C. F. Koch, *Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten* Bd. III, Berlin 1875, S. 73,

Ann. 1.

なお、ポメルンのレギールングに対する一七九五年三月二日の国王の指令では、「純粹ローマ法の意味における嫁資外財産が、今日ではまったくおこなわれていならざること、そして一般ラント法の理論が、近時のラントの法律および実務によつて形成された持参財産の理論と本質的に一致していること」を明らかにし、その適用が差支えないことを示している (Stengel, Bd. 8, S. 343, vgl. Mannkopf, Bd. 1, S. 8—11, bes. S. 11)。

- (68) 一八二四年までに公布施行された地方法典は、わすかに一八〇一年八月四日公布の東プロイセン地方法 (Ostpreussisches Provinzialrecht) のみであった。
- (69) Amelang, Neues Archiv der Preussischen Gesetzgebung und Rechtsgelehrsamkeit, 4 Bde. Berlin 1800—1805.
- (70) Kamptz, Jahrbücher für die Preussische Gesetzgebung, Rechtswissenschaft und Rechtsverwaltung, Berlin 1814ff. (大阪市大所蔵)
- (71) ミハエ法S刊本については、C. F. Koc's, Lehrbuch des Preussischen gemeinen Privatrechts, Bd. 1, Berlin 1845, S. 50 f. に詳しい。なお本文所掲の刊本中(一)は大阪市大および九大法学部所蔵。(四)および(六)は九大法

学部所蔵。

- (72) 東プロイセン地方法 その適用領域は、東プロイセン、リットハウゼン (Lithausen)、エルメラント (Ermerland) 司教領、マリーエンヴェルター (Marienwerder) であり、その内容は一般ラント法に関する計二四一条の補遺 (Zusatz) である。一八〇一年八月四日に第一部が、翌一八〇二年三月六日に、第二部が公布された (九大法学部所蔵)。

- (73) プロイセン法の再施行の年月日はつぎの通りである。エルベ以西の地方 一八一五年一月一日、クルム・ミンヘルアオおよびトオルン 一八一七年一月一日、ポゼンおよびザクセン 一八一七年三月一日 (ALR, zweite Abteilung: Nachtrag, erster Band, hrsg. v. Schering, Berlin 1862, S. 276, S. 324, S. 330, S. 335)。

- (74) 第一次法 補充法 (subsidiäres Recht) の対語として用いられる。エルベ以西の地方、クルム・ミンヘルアオ、トオルンおよびポゼンに関しては、当該地方についての布告第二条で、地方法が旧政府下で廃止された場合、その地方法はもはや適用されないことを定めている。以上のプロヴィンツは、その範囲で、一般ラント法が第一次的に適用されることになる。ただし、ザクセンでは一般ラント法が補充法で、地方法

- が第一次法であった(布告第二条、第三条)。……
- (75) 財産共有制 一般ラント法によれば、財産共有制は、地方法や条例によって採用されている地域でのみおこなわれるか(第二部第一章第三四五条)、それ以外の地域では婚姻の締結前にかぎり契約によっておこなわれる(第三五四条)。ところで、一八一六年一月八日の命令(GS 1816, S. 97)では、フランス法廃止後、ヴェストファーレンとクレーヴェにつき、同法施行前に特別地方法、条例および慣習によっておこなわれていた一般財産共有制が将来も存続する旨、確認された。ヴェストファーレンの財産共有制については、Wolfgang Wülmer, *Zivilrecht und Zivilrechtspflege in den westlichen Teilen Westfalens am Ende des 18. Jahrhunderts*. Münster 1964 に詳し。
- (76) 一八〇三年の公布令 Patent zur Publication der neuen Auflage des Allgemeinen Landrechts für die Preussischen Staaten v. 11. April 1803. これには「従来法律として発布されてきて一般的法と関係する一般ラント法の解釈および変更(規定)を要約して集め、新版のしかるべき箇所に挿入し、また旧版所有者のため第一附則という表題で印刷する措置をとることとした」とある。
- (77) Konr. Chr. Cöbler, Entwurf eines zweiten Anhanges zum Allgemeinen Preussischen Landrechte, worin die seit dem Jahre 1803 gemachten Änderungen und Zusätze, in so weit sie noch gegenwärtig bestehen, abgekürzt gesammelt sind, Berlin und Stettin, 1816. を指す。
- (78) 一八〇六年の新補遺が何を指すのかは不明であるが、後注④に挙げられるシリウスのごわゆる akademische Edictensammlung oder Novum Corpus Constitutum Prussico-Brandenburgensium praeceptue Mar-chiarum, Bd. X に収録された一八〇六年の部分のことではないかと推測される。
- (79) Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten, Berlin, seit 1810. (大阪市大所蔵)。
- (80) 都市自治法 Ordnung für sämtliche Städte der preussischen Monarchie v. 19. 11. 1808 (GS 18-06—1810, S. 324ff.) を指す。この都市法が、新プロヴィンツおよび再獲得されたプロヴィンツにおいては、一般ラント法およびその改正、補充、解釈法令の公布にもかかわらず、採用されたものとはみなされないこと、都市自治体の法律関係を判断する場合、この法律ではなく、一般ラント法施行のさい各プロヴィンツに存在していた法律および制度に留意すべきことを、一八二〇年六月二日の閣令で定める。Kampitz,

Jahrbücher, Bd. 15, S. 249 ff.

(81) ライン左岸地域 解放戦争後プロイセン領となったこの地域では、フランス占領下で施行されたフランス法を維持すべきか、それとも一般ラント法を採用すべきか争いがあつた。一八一八年一月十九日の閣令によつて、暫定的に、一八一七年より始められたプロイセン法の改訂事業が終了するまで、フランス法が引続きおこなわれることになつた。ライン左岸の法についでに Ernst Landsberg, Die Gutachten der Rheinischen Immediat-Justiz-Kommission und der Kampf um die Rheinische Rechts- u. Gerichtsverfassung, 1814—1819, Bonn 1914, S. 367 ff. 参照。

(82) ヴェストファーレン公園で一般ラント法が施行されるようになつたのは、一八二五年六月二二日の布告による。ただし、第一部第二章第四節、第二三章、第二部第一—三章、第七章、第八章第一—六節は適用を除外され、その代り普通法が補充法としておこなわれるものとされた。(GS 1825, S. 153) ナッサウから割譲されたラントはコッペンツの Justiz-Senat に属しこの地域では普通法がおこなわれた。ノイフィホメルンでは、スエーデン王国法が第一次的に適用され、補充法として普通法がおこなわれた (Koch, Lehrbuch, Bd. I, S. 42.)。

(83) シリウムの勅法集 前注(21)参照。シリウムの経歴については Landsberg-Stintzing, Geschichte 3 Abt., 1 Halbband Noten, S. 60—61. 参照。

(84) ヘルム勅法集 Novum Corpus Constitutionum Prussico-Brandenburgensium praecepta Marchiarum, oder Neue Sammlung königl. preuß. und churfürstl. Brandenburgischer, sonderlich in der Chur- und Mark Brandenburg, wie auch andern Provinzen publizirten Verordnungen, Edicte, Mandate, Rescripte usw., Tom I—13, Berlin 1751—1806 (一部九大法学部所蔵)を指す。

(85) 新勅法集第二卷 Novum Corpus Constitutionum Prussico-Brandenburgensium praecepta Marchiarum oder Neue Sammlung königl. preuß. u. churfürstl. Brandenburgischer sonderlich in der Chur- und Mark-Brandenburg publizirten und organigen Verordnungen, Edicten, Mandaten, Rescripten, etc. von 1806 bis 27. sten Oktober, 1810 als von welchen letzten Zeitpunkte ab die Gesetze-Sammlung für die königl. preuß. Staaten, erschieben ist. 12. ter und letzter Band, Berlin 1822. (九大法学部所蔵)を指す。

(86) この法令集については前注(79)参照。

- (87) シュテンゲル「詩与」に於ては前注(37)参照。
「播磨町」²⁶⁾ Stengels Neue Beiträge zur Kenntniss der Justizverfassung und der juristischen Literatur in den Preussischen Staaten, 12 Bde., Berlin und Halle 1799—1804. 最後の三巻はホッフ(von Hoff)の編集である。
- (88) マチヌス「月報」前注(23)参照。
- (89) カンブツ「年報」前注(70)参照。
- (90) アメラング「新雜誌」前注(69)参照。
- (91) ローベ「手記」Rabe, Neues Hülfsbuch für die praktische Juristen in den Preussischen Staaten beim Gebrauche des Allgemeinen Landrechts, dessen ersten Anhangs, der Gerichts-, Deposit-, Hypotheken-, Sportel-, Criminal-, und Städte-Ordnung, od. dreifaches Repertorium der Preussischen Gesetze und Verordnungen zur schnelleren Aufindung der gesetzlichen Bestimmungen. Berlin, 1815 年刊。以下「パンデクテン法に対するサウイニーの評価について」ほかのBeruf, Vorrede der zweiten Ausgabe (1828) S. Ⅷ—Ⅸ; System, Bd. I, S. 202. 参照。
- (92) ヌルン「傑作」Philippp Antoine Merlin de Douai (1754—1838), Répertoire universel et raisonné de jurisprudence, 3. éd. Paris 1807. 以下。参照せよ。
- (94) この叙述は誤りである。人の法から物の法へという順序を採用しているのは、一七八四年—一八八年の一般法典草案であつて、一七九一年の一般法典ではすでにこの順序が逆転している。スワルツは、意見書の改訂のさい、「両者は相互的關係に立っているが、物の法は人の法の前提ないし予備知識を含んでいたのであつて、その逆ではない。両者が競合するほとんどすべての場合において、原則は物の法に属し、人の法はこの原則の詳細な規定づけ、制限および例外を述べるにすぎない」と説明している。Simon, Bericht, S. 229.
- (95) 一般ラント法では、遺言および相続契約は、第一部第二章で所有権の間接取得の一態様として扱われている。他方、法定相続に関する規定は、夫婦、親子その他親族關係につき定める第二部のそれぞれの章に分散して置かれている。したがつて、相続法として一つのみをまとめることができなく、たしかに概観し難い。それに対して、サウイニーが本講義で採用しているのは、概要に示されているように、パンデクテン体系である。すなわち財産法のおとに親族法と相続法がくるシステムである。このように相続法を体系的に独立させる意味に於ては Savigny, System, Bd. I, S. 384—386 年参照せよ。

von 1793 ;

G.S. =Gesetzsammlung für die Königlichen Preußischen Staaten
seit 1810 ;

H.O. =Allgemeine Hypotheken-Ordnung für die gesammten
Königlichen Staaten von 1784.

(注)

1. 本表は、イエーニゲン稿講義ノートの見出し (全§§. 115) を拾い出すことにより作成したものである。
2. 本表の右端に付したS. は、ノートの頁数である。
3. [] は、ハーヴァード大学所蔵ノートの冒頭にある *Anordnung* を手がかりに補ったことを意味する。
4. イタリック体の部分は、ハーヴァードの *Anordnung* には欠けていることを意味する。
5. () はハーヴァードの *Anordnung* における表現を意味する。

- §. 99. b. [durch] Adoption. II. 2. §. 666—716.
 2. Rechte :
- §. 100. a. persönliche. II. 2. §. 58—146.
 §. 101. b. im Vermögen. II. 2. §. 147—209. §. 275—293.
 §. 102. 3. Aufhebung. II. 2. §. 210—270.
 4. Anhang :
- §. 103. a. Kinder aus einer Ehe zur linken Hand. II. 2.
 §. 555—569.
 §. 104. b. Uneheliche Kinder. II. 2. §. 592 sq.
 III. Vormundschaft :S. 190
- §. 105. Einleitung. II. 18. §. 1—5.
 1. Entstehung :
- §. 106. a. Voraussetzungen. II. 18. §. 6—55.
 §. 107. b. Bestellung. II. 18. §. 109—219.
 §. 108. 2. Rechte. II. 18. §. 231 sq.
 §. 109. 3. Aufhebung. II. 18. §. 695 sq.

Fünftes Buch. Erbrecht.

- I. Delation :S. 194
- §. 110. 1. Testament. L. R. I. 12.
 §. 111. 2. Intestaterbfolge. II. 2. §. 271—520. §. 570—585.
 §. 647—661. II. 3. §. 31—53. II. 1. §. 438—667.
 §. 895—905. II. 16. §. 16. 29.
 §. 112. 3. Noterben und Pflichttheil. II. 2. §. 392—480.
 §. 501—518. II. 1. §. 631—633.
 §. 113. 4. Indignität.
 §. 114. 5. Anhang : Joachimica.
 §. 115. II. Erwerb. I. 9. §. 350—499.S. 208

略語 :

L. R. = Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von
 1794 ;

G. O. = Allgemeine Gerichtsordnung für die Preußischen Staaten

- §. 82. 5. Accessorische Obligation : Gewährleistung. I. 5.
§. 317—348. I. 11. §. 135—214. §. 367—370.

Viertes Buch. Familienrecht.

- I. Ehe. L. R. II. 1 S. 161
- §. 83. Einleitung. II. 1. §. 1. 2.
1. Gründung der Ehe :
- §. 84. a. Voraussetzungen. II. 1. §. 3—74.
§. 933—1014.
- §. 85. b. Sponsalien. II. 1. §. 75—135.
- §. 86. c. Vollziehung. II. 1. §. 136—172.
2. Recht in der Ehe :
- §. 87. A. Persönliche Rechte. II. 1. §. 173—204.
B. Rechte im Vermögen :
- §. 88. a. im Allgemeinen.
- §. 89. b. Dos. II. 1. §. 205—344. §. 548—617.
§. 751sq.
- §. 90. c. Vorbehalt.
- §. 91. d. Erbschatz. II. 1. §. 276—309. §. 540—542.
§. 761—765. §. 778—782. II. 2.
§. 294—299.
- §. 92. e. Gütergemeinschaft. II. 1. §. 345—433.
§. 634—664. §. 755—758.
- §. 93. f. Schenkung. II. 1. §. 310—317.
- §. 94. g. Dotalverträge.
- §. 95. 3. Scheidung. II. 1. §. 668—834.
4. Anhang :
- §. 96. a. Ehe zur linken [Hand.] II. 1. §. 835—932.
- §. 97. b. Unehelicher Beischlaf. II. §. 1015—1119.
- II. Väterliche Gewalt. S. 183
1. Entstehung :
- §. 98. a. durch Zeugung. II. 2. §. 1—57.

- §. 60. b. *Datio in solutum* (Geben an Zahlungs statt)
I. 16. §. 235—250.
- §. 61. c. Deposition. I. 16. §. 213—234.
- §. 62. d. Compensation. I. 16. §. 300—377.
2. Einwilligung :
- §. 63. a. Aufhebender Vertrag.
- §. 64. b. Vergleich. I. 16. §. 405—449.
- §. 65. c. Novation u. s. w. *d. h. Cession*
- §. 66. 3. Confusion. I. 16. §. 476—512.
- V. Einzelne Obligationen :S. 133
1. Realcontracte :
- §. 67. a. Darlehn. I. 16. §. 653—868.
- §. 68. b. Commodat. *Leihecontract und Precarium*
I. 21. §. 229—257.
- §. 69. c. Depositum. I. 14. §. 9—108.
- §. 70. d. Pfandcontract. I. 20. §. 121—126. §. 131.
§. 138—156. §. 159—169. §. 224—242.
- §. 71. e. Unbenannte Contracte. I. 11. §. 363—375.
§. 511—526. §. 869—1039.
2. Consensualcontracte :
- §. 72. a. Kauf. I. 11. §. 1—362.
- §. 73. b. Miethe. I. 21. §. 258—625.
- §. 74. c. Societät. I. 17. §. 169—310.
- §. 75. d. Mandat. I. 13. §. 5—227.
3. Uebrige Verträge :
- §. 76. a. Schenkung. I. 11. §. 1037—1177.
- §. [77.] b. Bürgschaft. I. 14. §. 200—412.
- §. 78. c. Gewagte Geschäfte. I. 11. §. 527—652.
4. Quasicontracte :
- §. 79. a. Geschäft ohne Auftrag *Negotium gestio*.
I. 13. §. 228—261.
- §. 80. b. Gemeinschaft. I. 17. §. 1—114. §. 362—388.
- §. 81. c. Conditionen. I. 16. §. 160—212.

- §. 40. d. Interesse. I. 3. §. 4—14. I. 2. §. 111—118.
I. 5. §. 285—291. I. 16. §. 2—15.
- §. 41. e. Mora. I. 16. §. 16—26.
- B. In der Quantität
- §. 42. a. Conkurs. G. O. I. 50. §. 267—488.
- §. 43. b. Kompetenz. I. 11. §. 1123—1128.
und G. O. I. 49. §. 14—34.
- II. Personen :S. 105
- §. 44. 1. Correalität. I. 5. §. 424—453. I. 6. §. 29—35.
- §. 45. 2. Vererbung *der Obligation*. I. 17. §. 127—158.
3. *Kann auch durch Singularsuccession
Obligation übergehen?*
- §. 46. a. Cession. L. R. I. 11. §. 376—444.
- §. 47. b. Assignation. I. 16. §. 251—299.
- §. 48. c. Expromission. I. 14. §. 399—406.
- §. 49. d. Novation. I. 16. §. 450—475.
- §. 50. e. Allgemeine Uebersicht.
- §. 51. 4. Beziehung auf dritte Personen. I. 5. §. 40—45.
§. 74—77. §. 88. 89. I. 13. §. 8—10.
§. 85—158.
- III. Entstehung der Obligationen :S. 115
1. Vertrag : I. 5
- §. 52. a. im Allgemeinen.
- §. 53. b. Consens. I. 5. §. 90—108.
- §. 54. c. Form. I. 5. §. 109—184.
- §. 55. d. Bestärkung. I. 5. §. 185—225. §. 292—316.
- §. 56. e. ungültige Verträge. I. 5. §. 51—57.
§. 68—70.
- §. 57. 2. Einseitige Willenserklärung.
- §. 58. 3. Verletzung. L. R. I. 6.
- IV. Aufhebung der Obligationen :S. 126
1. Erfüllung :
- §. 59. a. Eigentliche Erfüllung. I. 16. §. 10—212.

- §. 19. 1. Begriff und Umfang. L. R. I. 8.
 §. 20. 2. Erwerb. L. R. I. 9.
 §. 21. 3. Verlust.
 §. 22. 4. Klagen. I. 15. I. 7. §. 188—250. §. 162—178.
 I. 10. §. 18—25.
 §. 23. 5. Miteigenthum. I. 17. §. 1—114.
 II. Andere dingliche Rechte :S. 58
 §. 24. 1. im Allgemeinen. I. 19. und I. 21. §. 1—21.
 §. 25. 2. Niessbrauch I. 21. §. 22—186.
 §. 26. 3. Usus und habitatio. I. 19. §. 22—27. I. 21.
 §. 185. 186.
 §. 27. 4. Grundgerechtigkeiten. L. R. I. 22.
 §. 28. 5. Vorkauf. I. 20. §. 568—657.
 §. 29. 6. Erbpachten. I. 21. §. 187—226.
 §. 30. 7. Pfandrecht. L. R. I. 20. H. O.

Drittes Buch. Obligationen.

- I. Natur und Inhalt der Obligationen :S. 82
 §. 31. 1. Begriff und Arten.
 2. Ausgezeichnete Gegenstände.
 §. 32. a. Generische und alternative Obligationen
 §. 33. b. Geldschulden. I. 5. §. 257. 258. I. 11.
 §. 56. 57. §. 778—802. I. 16. §. 74—85.
 §. 34. c. Zinsen. I. 11. §. 803—859. I. 16. §. 64—71.
 3. Nebenbestimmungen :
 §. 35. a. Zeit. I. 5. §. 230—246.
 §. 36. b. Ort. I. 5. §. 247—251. I. 16. §. 27. 52.
 4. Veränderungen :
 A. in der Qualität :
 §. 37. a. zwischen Geld und anderen Gegenständen.
 §. 38. b. dolus und culpa I. 13. §. 15—25. I. 5.
 §. 277—284.
 §. 39. c. casus.

[Anordnung der Vorlesungen über das allgemeine Landrecht.]

<i>Einleitung</i>	S. 1
Erstes Buch. Allgemeine Lehren.	S. 10
I. Rechtsquellen. L. R. Einleitung.	S. 10
§. 1. 1. Gesetz :	
a. Abfassung. Einl. §. 7—9. G. S. 1817. p. 67.	
b. Bekanntmachung. Einl. §. 10—13. G. S.	
1810. p. 1. 1811. p. 165. 1813. p. 1. 1819.	
p. 148	
§. 2. 2. Privilegien. L. R. §. 54 <i>sq. der Einl.</i>	
§. 3. 3. Uebrige Rechtsquellen.	
II. Personen. L. R. I. 1.	S. 16
§. 4. 1. Geschlecht.	
§. 5. 2. Alter.	
§. 6. 3. Tod.	
§. 7. 4. Wahnsinn.	
§. 8. 5. Juristische Personen L. R. II. 6	
§. 9. III. Sachen. L. R. I. 2.	S. 20
IV. Allgemeine Natur der Rechte :	S. 20
§. 10. 1. <i>Arten der Rechte</i> .	
§. 11. 2. <i>Ausübung (Besitz)</i> . L. R. I. 7.	
§. 12. 3. <i>Verfolgung (Klagen)</i> .	
§. 13. 4. <i>Selbsthülfe</i> .	
V. <i>Allgemeinste Gründe des Erwerbs und Verlustes</i>	
<i>der Rechte</i> :	S. 30
§. 14. 1. <i>Willenserklärung</i> . L. R. I. 4.	
§. 15. 2. <i>Verjährung</i> . I. 9. §. 500—669.	
§. 16. 3. <i>Collision mit dem Staatswohl</i> .	
§. 17. VI. <i>Zeitrechnung</i>	S. 44
Zweites Buch. Sachenrecht.	
§. 18. <i>Einleitung</i>	S. 45
I. <i>Eigenthum</i> :	S. 45